

■主要都道府県 訴訟援助制度一覧

都道府県	提訴	応訴	条 例(要件等)
大阪府	○	×	<p>(訴訟資金等の援助)</p> <p>第二十六条 府は、消費者が商品及び役務等によって受けた被害に関して事業者を相手方として訴訟を提起する場合において、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当するときは、規則で定めるところにより、当該消費者に対し、当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けその他の援助をするものとする。</p> <p>一 当該訴訟に係る紛争が審議会によるあっせん又は調停によつては解決できないものであること。                  二 当該訴訟に係る被害の原因と同一又は同種の原因による被害が多数生じ、又は生ずるおそれがあること。                  三 資金の貸付けをする場合にあっては、当該訴訟に要する費用の額が当該訴訟に係る被害金額を超え、又は超えるおそれがあること。                  四 審議会により当該援助をすることが適当であると認められたものであること。</p>
北海道	○	○	<p>(訴訟の援助)</p> <p>第25条 知事は、事業者の供給する商品又は役務によって被害を受けた消費者が当該事業者を相手として提起する訴訟(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条の訴え提起前の和解及び民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停を含む。)又は<b>当該事業者から提起された訴訟</b>が次に掲げる要件に該当する場合は、当該訴訟を提起し、又は提起された消費者に対し、当該訴訟に要する費用に充てる資金(以下「資金」という。)の貸付けその他必要な援助を行うことができる。</p> <p>(1) 事業者の協力が得られないため、北海道消費者苦情処理委員会の調停によつても解決されない消費者の苦情に係るものであること。                  (2) 当該訴訟を提起し、又は提起された消費者が受けた被害と同様の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある商品又は役務に係るものであること。                  2 知事は、前項の規定により資金の貸付けをしようとするときは、あらかじめ、北海道消費者苦情処理委員会の意見を聴かなければならない。                  3 知事は、資金の貸付けを受けた者がやむを得ない事情により当該資金の返還が困難であると認められるときは、規則で定めるところにより、当該資金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。                  4 前3項に定めるもののほか、資金の貸付けの申請、貸付けの条件、返還の申請、返還の猶予その他資金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。</p>
宮城県	○	×	<p>(訴訟費用の援助)</p> <p>第24条 知事は、商品等によつて被害を受けた消費者が、事業者に対する訴訟(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条に規定する和解及び民事調停法(昭和26年法律第222号)による調停を含む。以下同じ。)を行おうとする場合において、当該訴訟が次の各号に該当するときは、宮城県消費者被害救済委員会の意見を聴き、当該消費者に対し、訴訟の費用に充てる資金の全部又は一部を貸し付けることができる。</p> <p>一 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれのある商品等に係るものであること。                  二 1件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。                  三 第22条の規定によるあっせん又は調停によつて解決されなかつた消費者苦情に係るものであること。</p>
埼玉県	○	×	<p>(訴訟の援助)</p> <p>第二十八条 知事は、消費者が事業者を相手として提起する訴訟が次に掲げる要件のいずれをも満たす場合には、当該訴訟を提起する者に対し、当該訴訟を提起し、及び維持するために必要な資金の貸付け又は資料の提供その他の援助を行うことができる。</p> <p>一 前条第一項のあっせん又は調停に付されている苦情に係るものであること。                  二 同一の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある商品若しくは役務又はこれらの取引行為に係るものであること。                  三 審議会において、当該訴訟を援助することが適当であると認められたものであること。                  四 その他規則で定める要件</p> <p>2 知事は、前項の規定による貸付金の貸付けを受けた者が、当該訴訟の結果、当該訴訟の相手方から金銭を得られないこととなったとき、又は当該訴訟の相手方から得られることとなった金銭の額が当該貸付金の額に満たないとき、その他特に必要があると認めるときは、当該貸付金の返還の債務の全部又は一部を免除することができる。                  3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の貸付けに関し必要な事項は、規則で定める。</p>
千葉県	○	○	<p>(訴訟の援助)</p> <p>第二十八条 知事は、消費者が、事業者に対して提起する訴訟(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百七十五条第一項の和解及び民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停を含む。以下同じ。)又は<b>事業者から提起された訴訟</b>が次の各号のいずれにも該当する場合であつて、審議会が適当と認めるときは、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助を行うことができる。</p> <p>一 前条第一項のあっせん又は調停に付されている苦情に係るものであること。                  二 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある商品若しくは役務又はこれらの取引行為に係るものであること。                  三 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。                  四 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当するものであること。</p>
東京都	○	○	<p>(消費者訴訟の援助)</p> <p>第31条 知事は、事業者の事業活動により消費生活上の被害を受けた消費者(以下「被害者」という。)が、事業者を相手に訴訟を提起する場合又は<b>事業者に訴訟を提起された場合</b>で、次に掲げる要件(都民の消費生活に特に著しく影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると知事が認めるときは、第1号に掲げる要件は除く。)を満たすときは、委員会の意見を聴いて、当該被害者に対し、当該訴訟に係る経費(以下「訴訟資金」という。)の貸付け、当該訴訟を維持するために必要な資料の提供その他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。</p> <p>一 当該訴訟に係る経費が被害額を超え、又は超えるおそれがあるため、自ら訴訟により被害の救済を求めることが困難なこと。                  二 同一又は同種の原因による被害を受けた消費者が多数生じ、又は生ずるおそれがあること。                  三 当該被害に係る紛争の解決が委員会の審議に付されていること。                  四 当該被害者が、当該貸付けの申込みの日前3月以上引き続き都内に住所を有すること。</p>
神奈川県	○	×	<p>(訴訟の援助)</p> <p>第24条 県は、事業者の提供する商品等によって消費生活上の被害を受けた消費者がその事業者に対して訴訟を提起しようとする場合において、その訴訟が次に掲げる要件を併せ備えたものであるときは、その訴訟に要する費用の貸付け、弁護士のおっせん等必要な援助を行うものとする。</p> <p>(1) 同一又は同種の被害が、多数発生し、又は発生するおそれがあること。                  (2) 訴訟に要する費用が、その訴訟に係る被害額を超え、又は超えるおそれがあること。                  (3) 委員会のあっせん又は調停によつて被害を救済できないこと。                  (4) その他規則で定める要件に該当すること。                  2 知事は、前項の援助を行おうとするときは、委員会の意見を聴くものとする。</p>

都道府県	提訴	応訴	条 例 (要件等)
新潟県	○	×	(訴訟援助) 第17条 知事は、事業者の供給する商品等により被害を受けた消費者が、当該事業者を相手とする訴訟(民事訴訟法(平成8年法律第109号)第275条に規定する和解及び民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停を含む。以下同じ。)を提起する場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たし、かつ、公共の利益のため必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用に充てる資金の貸付けその他の訴訟活動に必要な援助を行うことができる。 (1) 委員会の調停によっても解決されなかつた消費者苦情に係るものであること。 (2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれのあるものであること。 (3) 一件当たりの被害額が規則で定める額以下であること。 (4) 県内に住所を有する者が提起するものであること。
静岡県	○	×	(消費者訴訟費用の貸付け) 第32条 知事は、消費者が事業者に対して提起する訴訟であって、次の各号に該当し、かつ、静岡県消費生活審議会が適当と認めたものに要する費用を、当該訴訟を提起した者に対し、貸し付けることができる。 (1) 前条第1項の規定による静岡県消費生活審議会の調停によつては解決されない苦情に係るもの (2) 同一又は同種の原因による被害が多数発生し、又は発生するおそれがある商品又は役務に係るもの (3) 1件当たりの被害額が規則で定める額を超えないもの (4) その他規則で定める要件に該当するもの
愛知県	○	×	(消費者訴訟の援助) 第二十条 知事は、消費者苦情に関し消費者が事業者を相手に訴訟を行う場合において、当該訴訟が次の各号に掲げる要件を満たすときは、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けその他の訴訟活動に必要な援助を行うことができる。 一 審議会によるあつせん又はその調停によつて解決されなかつた消費者苦情に係るものであること。 二 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の消費者苦情に係るものであること。 三 同一の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがある消費者苦情に係るものであること。 四 審議会が援助を適当であると認めたものであること。
兵庫県	○	×	(消費者訴訟の援助) 第21条 県は、消費者が事業者を相手に訴訟を行う場合において、当該訴訟が次に掲げる要件を満たす消費者苦情に係るものであるときは、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、これに要する費用の貸付け又は当該訴訟を維持するために必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。 (1) 事業者の協力が得られないため、第18条第1項の規定による調停によつて解決されないものであること。 (2) 同一の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあること。 (3) 審議会において援助を行うことが相当であると認めるものであること。
岡山県	○	○	(訴訟の援助) 第三十一条知事は、事業者の供給する商品又は役務に関して被害を受けた消費者が当該事業者を相手として提起する訴訟(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百七十五条に規定する和解及び民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)に基づく調停を含む。以下この条において同じ。)又は <b>当該事業者から提起された訴訟</b> が次の各号のいずれにも該当する消費者苦情に係るものであるときは、当該訴訟を提起し、又は提起された消費者に対し、懇談会の意見を聴いて、規則で定めるところにより当該訴訟に要する費用の貸付け又は当該訴訟を維持するために必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。 一懇談会のあつせん又は調停によつて解決されなかつたもの 二同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれのあるもの 三一件当たりの被害額が、規則で定める額以下の被害に係るもの 四その他規則で定める要件に該当するもの  2 前項の場合のほか、知事は、懇談会のあつせん又は調停によつて解決されなかつた消費者苦情に係る訴訟について特に必要があると認めるときは、当該訴訟を提起し、又は提起された消費者に対し、懇談会の意見を聴いて、当該訴訟を維持するために必要な資料の提供その他の援助を行うことができる。 3 第一項の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定めるところにより当該貸付けに係る貸付金を返還しなければならない。 4 知事は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を猶予し、又は免除することができる。
広島県	○	×	(訴訟の援助) 第二十八条 知事は、消費者が事業者を相手に提起する訴訟(民事訴訟法(平成八年法律第九号)第二百七十五条に規定する和解及び民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停を含む。)が、次の各号のいずれにも該当する場合には、委員会の意見を聴いて、当該訴訟を提起する者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の必要な援助を行うことができる。 一 委員会の調停によつて解決されなかつた消費者苦情に係るものであること。 二 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の消費者苦情に係るものであること。 三 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある消費者苦情に係るものであること。 四 その他規則で定める要件に該当するものであること。
福岡県	○	○	(消費者訴訟の援助) 第三十六条知事は、 <b>消費者と事業者の間で訴訟(訴訟に準ずるもので知事が別に定めるもの及び民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)による調停を含む。)</b> が行われる場合において、当該訴訟が次の各号のいずれにも該当する消費者苦情に係るものであるときは、福岡県消費生活審議会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付け、その他訴訟活動に必要な援助を行うことができる。 一 前条第三項の調停に付されたもの 二 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあるもの 三 一件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの
熊本県	○	×	(消費者訴訟の援助) 第44条 知事は、消費者が事業者を相手とする訴訟(以下「消費者訴訟」という。)を提起する場合において、当該訴訟が次の各号のすべてに該当する消費者苦情に係るもので、公益上必要があると認めるときは、委員会の意見を聴いて、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟の費用に充てる資金の貸付けを行うことができる。 (1) 委員会のあつせん又は調停によつて解決されなかつたもの (2) 同一又は同種の被害が多数発生し、又は多数発生するおそれがあるもの (3) 1件当たりの被害額が規則で定める額以下のもの